

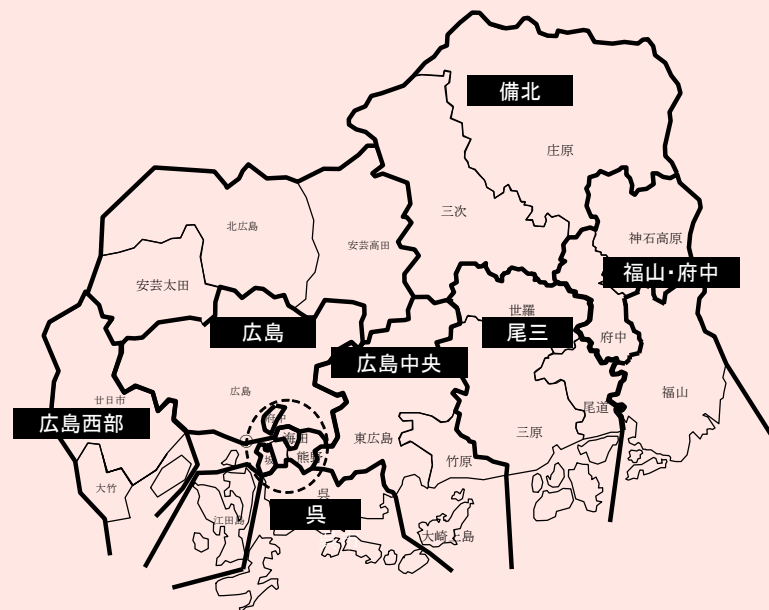
広島県

足踏みしていたところから、また歩みを始める。

広島県においては、市町を中心としながら、保健所が地域体制整備におけるコーディネート役を担い、圏域の特性を生かして病院、相談支援事業所等の連携体制（地域包括ケアシステム）を構築していく。

1 県の基礎情報

広島県



取組内容

【人材育成の取り組み】

- 平成19年度精神障害者退院促進強化事業
- 平成21年度精神障害者地域移行促進強化事業

【精神障害者の地域移行の取り組み】

- 平成16年度モデル事業として取り組みを開始
- 平成19～23年度精神障害者地域移行支援事業
- 3圏域の取組み状況

基本情報

障害保健福祉圏域数 (H29.3末)	7カ所		
市町村数 (H29.3末)	23市町		
人口 (H29.4.1推計)	2,828,654人		
精神科病院の数	42病院		
精神科病床数 (H29.4末)	8,939床		
入院精神障害者数 (H27年度630調査 暫定値)	3か月未満：1,438人 (18.4%)		
	3か月以上1年未満：1,371人 (17.5%)		
	1年以上：5,025人 (64.1%)		
退院率 (H26年度630調査)	入院後3か月時点：61.0%		
	入院後1年時点：88.4%		
相談支援事業所数 (精神障害者対象) (H29.4.1現在)	基幹相談支援センター：11箇所		
	一般相談事業所数：95事業所		
	特定相談事業所数：257事業所		
障害福祉サービスの利用状況 (H28.3～H29.2)	地域移行支援サービス：延41人		
	地域定着支援サービス：延430人		
保健所 (自立支援)協議会の開催頻度 (H29年度)	県7カ所 (3支所含), 市3カ所		
	相談支援・研修専門部会：1回/年		
精神障害にも対応した地域包括 ケアシステムの構築に向けた保 健・医療・福祉関係者による協 議の場の有無と数	都道府県	無	0箇所
	障害保健福祉圏域	無	0箇所
	市町村	無	0箇所
精神保健福祉審議会	0回/年 (自立支援協議会で対応)		

※H29年5月時点

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

○ 精神障害者の地域移行推進のための人材育成の取組概要・経緯 -1

平成21年度～23年度 精神障害者地域移行促進強化事業

（障害者自立支援特別対策事業）

実施主体：県（広島市と共催、研修会事業を民間社会復帰施設団体委託）

内 容：①地域移行支援研修企画会議

②地域移行支援専門職員養成研修

- ・対象者：地域移行支援に関する専門家及び県職員等
- ・研修内容：長期入院者への支援に必要な知識技術の習得
地域移行先進地における実習・事例検討
住居確保支援の検討等

③地域移行に関する理解促進のための基礎研修

- ・対象者：市町職員（訪問介護員等含）・地域住民等
- ・研修内容：障害特性の理解・相談支援技術の向上
障害者の生活支援の必要性の認識の普及
当事者の体験談等を通じて社会との交流を促進

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

○ 精神障害者の地域移行推進のための人材育成の取組概要・経緯 -2

平成24年度

精神保健福祉関係者研修

縣市町担当者、精神保健福祉業務関係者を対象に県内2か所で実施

- 三原市での取組み
- 広島中央圏域での取組み

相談支援従事者初任者研修：相談業務研修カリキュラム内

- 精神障害の特性の理解と対応
- 当事者体験発表（地域移行・就労支援）

平成25年度

精神保健福祉応用研修（アウトリーチ事業関係者研修）

縣市町担当者、精神保健福祉業務関係者を対象に実施

相談支援従事者初任者研修：相談業務研修カリキュラム内

- 精神障害の特性の理解と対応
- 当事者体験発表（地域移行・就労支援）

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市・圏域（例）

関係機関の役割		
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	
	協議の内容	
	協議の結果としての 成果	
障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	
	協議の内容	
	協議の結果としての 成果	
都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	
	協議の内容	
	協議の結果としての 成果	

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

○ 精神障害者の地域移行の取組概要・経緯

平成16年度から尾三地域で精神障害者退院促進支援事業（モデル事業）を実施
・実施主体：県・精神障害者地域生活支援センター「さ・ポート」委託

平成19～23年度まで精神障害者地域移行支援事業を実施
・各保健所管内毎に地域移行支援連絡会の事務局を設置（指定相談支援事業所へ委託）して、事業の実施を行う。

平成19年度：3保健所

平成20年度：4保健所

平成21年度：6保健所（広島市含）

平成22年度：6保健所（広島市含）

平成23年度：2保健所

平成24年度以降

障害福祉サービスに係る自立支援給付

・地域生活の準備や福祉サービスの見学・外出支援等地域相談支援として個別給付化で対応

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組における強みと課題

特徴(強み)

1. 入院中の精神障害者の早期退院促進と地域生活への移行を支援するためのモデル事業の実施に向けて、特定地域の行政・精神科病院等との調整を実施(2か所)
2. 県精神保健福祉主管課と県保健所との地域包括ケアシステムの構築に向けた検討の開始

課題

上記調整を踏まえながら、保健・医療・福祉関係者等との調整・連携を促進し、地域移行に向けて一体的な取組に発展させていく必要がある。

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた指標の推移

NO	指標	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①	1年以上の精神科病院在院患者数(人) (各年6月30日現在)	5,232	5,025	—
②	各年度 地域移行支援利用者数(実人数)(人)	12	8	9
③	②のうち、退院した者の数(実人数)(人)	—	—	4
④	ピアサポーターの養成者数(実人数)(人)	0	0	0
⑤	④のうち、活動している者の数(実人数)(人)	0	0	0

【記入上の留意点】

- ③について ※利用年度の翌年度以降に退院した者については、利用年度に計上して下さい。
※退院後に再入院となった者については、退院した者(1人)として計上して下さい。
- ⑤について ※養成年度以降に、実際の活動を開始した者については、養成年度へ計上して下さい。

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた平成29年度の実施スケジュール

平成29年度の目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町、関係機関・団体等への周知を図るとともに、実施に向けた検討を開始する。

時期(月)	実施内容	担当
H29年度 上期～	<ul style="list-style-type: none">○ 市町、保健所、関係機関・団体等を対象とした会議等を通じて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について周知する。○ 関係機関、保健所等に他都道府県における先進事例等の情報を提供し、関係者における取組の促進を図る。	健康対策課 障害者支援課

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた目標設定（広島県）

- 政策効果を見込まない将来の入院需要を推計し、①「地域移行を促す基盤整備」、②「治療抵抗性統合失調症治療薬の普及」、③「認知症施策の推進」による政策効果を差し引いて、入院需要の目標値を設定

未調整